別記

特定個人情報等の取扱いに関する特記事項

（趣旨）

第１条　この契約で定める特定個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）は、委託契約約款の特記事項として、特定個人情報を取り扱う業務及びネットワーク又は情報システムの開発、保守又はデータ処理その他情報処理に係る業務（以下「情報処理業務」という。）の委託契約に関する情報の取扱いについて、必要な事項を定めるものでとする。

（定義）

第２条　この特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　個人情報　個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。

(2)　特定個人情報　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。

(3)　第１号及び前号以外の秘密等に係る情報　法令の規定により秘密を守る義務を課されている情報、外部に知られることが適当でない法人その他団体に関する情報及び部外に漏れた場合に行政の信頼を著しく害するおそれのある情報をいう。

(4)　重要情報　第１号から前号までに規定する情報及び弥富市（以下「甲」という。）が指定する情報をいう。

（基本的事項）

第３条　この契約により甲から業務を受託し情報を取り扱う者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用事務に関す法律（平成 25 年法律第 27 号）、条例、弥富市情報セキュリティポリシーその他関係法令を遵守し、この契約による業務（以下「委託業務」という。）を通じて知り得た情報の保護の重要性を認識し、委託業務を履行するために必要な情報の取扱いに当たっては、甲の業務に支障が生じることがないよう、適性に取り扱わなければならない。

２　乙は、委託業務を通じて知り得た情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

３　乙は、委託業務を履行にするに当たって、情報漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（責任体制の整備）

第４条　乙は、重要情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第５条　乙は、重要情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

２　乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

３　乙は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

４　作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

５　作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（取扱区域の特定）

第６条　乙は、重要情報を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

２　乙は、取扱区域を変更する場合は、事前書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

３　乙は、甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、重要情報を定められた場所から持ち出してはならない。

（教育の実施）

第７条　乙は、重要情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

（守秘義務）

第８条　乙は、本委託業務の履行により直接または間接に知り得た重要情報を第三者に漏らしてはならない。契約満了後又は契約解除後も同様とする。

（収集の制限）

第９条　乙は、委託業務を履行するに当たって情報を収集するときは、委託業務を履行するために必要な範囲内で、適正にかつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第 10 条　乙は、委託業務を履行するに当たって知り得た情報を、甲の書面による承諾を得ることなく委託業務を履行する目的以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第 11 条　乙は、委託業務を履行するに当たって甲から貸与された重要情報が記載又は記録された文書及び資料その他ファイル等を、甲の指示又は承諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

（重要情報の管理）

第 12 条　乙は、委託業務に関する重要情報を安全に管理するため、次の各号に定める事項を遵守しなければならいない。

(1)　重要情報を取扱区域以外に持ち出さないこと。やむを得ず持ち出さなければならないときは、甲の承諾を得た上で行い、持ち出しの状況に関する記録を作成し、確実に保管すること。

(2)　重要情報が記載された文章が第三者の利用に供されることのないよう施錠管理すること。また、重要情報が格納された電子計算機又は電子記録媒体が第三者の利用に供されることのないよう、記憶領域の暗号化又はファイルへのパスワード設定を施した上で施錠管理をすること。

(3)　重要情報の格納又は処理を行うに当たって、個人のパーソナルコンピュータ等の電子機器又は電子記録媒体を使用しないこと。

(4)　重要情報を処理する電子機器について、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のウイルス定義ファイルへの更新を行うこと。

（再委託）

第 13 条　乙は、委託業務を遂行するために得た重要情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、甲の書面による事前の承諾を得た場合は、この限りではない。

２　乙は、前項ただし書の規定により重要情報を取り扱う業務を第三者に委託（請負その他これに類する行為を含む。以下「再委託」という。）する場合、当該再委託を受けるもの（以下「再委託先」という。）に対し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

３　乙は、再委託先の当該業務に関する行為及びその結果について、乙と再委託との契約（以下「再委託契約」という。）の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

４　乙は、第２項の再委託を行う場合、再委託契約において、再委託先が委託契約約款及び特記事項を遵守するために必要な事項その他甲が支持する事項を規定するとともに、再委託先に対する必要かつ適切な監督、重要情報に関する適正な管理及び情報セキュリティ対策について、具体的に規定しなければならない。

５　乙は、第２項の再委託を行った場合、再委託先による当該業務の履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、履行の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

６　乙は、再委託先に対し、甲の書面による事前の承諾なくして、重要情報をさらなる委託（請負その他これに類する行為を含む。以下「再々委託」という。）により第三者（以下「再々委託先」という。）に取り扱わせることを禁止し、その旨を再委託先と約定しなければならない。

７　第１項から前項までの規定は、前項の規定による甲の承諾を得て重要情報を取り扱う業務を再々委託する場合について準用する。

（提供文書等の返還及び廃棄等）

第 14 条　乙は、委託業務を履行するにあたって甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した重要情報が記載又は記録された文章及びファイル等を善良な管理者の注意を持って管理し、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

２　前項ただし書の場合において、重要情報が記録されたファイル又はファイルが格納された電子記録媒体の廃棄等を甲が指示した場合、乙は、焼却、シュレッダー等による裁断又は復元が困難な消去等当該重要情報が第三者の利用に供されることのない方法により速やかに廃棄等を行い、甲に廃棄等を行ったことを証する書面を速やかに提出しなければならない。

３　第１項の場合において、乙が乙の電子計算機を利用して重要情報を処理し、同項ただし書きの規定により当該電子計算機に格納された当該重要情報の消去を甲が指示した場合、乙は、当該重要情報を速やかに消去し、甲に消去したことを証する書面を速やかに提出しなければならない。

（報告及び検査）

第 15 条　甲は、必要があると認めるとき又はこの契約が終了したときは、乙に対し、委託業務に関する情報の管理状況及び情報セキュリティ対策の実施状況について報告を求め、又はその検査をすることができる。

２　甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、委託業務である情報処理業務を行う場所及び情報保管する施設その他情報を取り扱う場所で検査することができる。

３　乙は、甲から前２項の指示があったときは、速やかにこれに従わなければならない。

（事故時の対応）

第 16 条　乙は、甲の提供した情報及びに乙、再委託先又は再々委託先が委託業務の履行のために収集した情報について、火災その他災害、盗難、紛失、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正利用、不正アクセスその他情報セキュリティ事故が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

２　乙は、前項の場合において、次の各号に定める事項を行わなければならない。

(1)　直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じること。

(2)　甲の求めに応じて、当該事故の原因を分析すること。

(3)　甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を策定し、実施すること。

(4)　甲の求めに応じて、当該事故の経緯等の記録を書面で提出すること。

３　乙は、第１項の場合に備え、同項及び前項に定める報告等必要な事項を速やかに行うことができるよう、緊急時連絡体制を整備しなければならない。

（契約の解除及び損害の賠償）

第 17 条　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1)　乙の故意又は過失により、甲に対する損害を発生させたとき。

(2)　前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、委託業務の目的を達成することができないと認められるとき。